

福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領 新旧対照表（抄）

新	旧	変更理由
<p>(名簿からの抹消等)</p> <p>第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価者を評価者名簿から抹消する。</p> <p>(1) 評価実績がないか又は著しく少ない場合で、認証・公表委員会の調査審議により名簿から抹消することがふさわしいと判断された者</p> <p>(2) 必要なフォローアップ研修を受講していない者</p> <p>(3) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が1年を超えた者</p> <p>(4) 当該評価者が評価者名簿からの抹消を申し出、主たる所属評価機関から「評価者名簿抹消申請書（様式9）」による申請があった者</p> <p>(5) 死亡その他やむを得ない事情により、「評価者名簿抹消申請書（様式9）」により評価者の意思は確認できないが、様式4により評価機関から名簿抹消申請のあった者</p> <p>2 機構は、<u>認証・公表委員会の調査審議により福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断された者に対し、委員会の決定に基づき、当該評価者の評価者名簿からの抹消、又は期間を定めて評価者名簿の効力の全部又は一部を停止する。</u></p> <p>3 機構は、<u>第1項及び第2項の決定に基づき評価者名簿から抹消、又は期間を定めて評価者名簿登載の効力の全部又は一部の停止をした場合は、その旨を公表する。</u></p>	<p>(名簿からの抹消)</p> <p>第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価者を評価者名簿から抹消する。</p> <p>(1) <u>認証・公表委員会の調査審議により、福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断された者</u></p> <p>(2) 評価実績がないか又は著しく少ない場合で、認証・公表委員会の調査審議により名簿から抹消することがふさわしいと判断された者</p> <p>(3) 必要なフォローアップ研修を受講していない者</p> <p>(4) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が1年を超えた者</p> <p>(5) 当該評価者が評価者名簿からの抹消を申し出、主たる所属評価機関から「評価者名簿抹消申請書（様式9）」による申請があった者</p> <p>(6) 死亡その他やむを得ない事情により、「評価者名簿抹消申請書（様式9）」により評価者の意思は確認できないが、様式4により評価機関から名簿抹消申請のあった者</p>	<p>評価者が、福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行った場合、評価者名簿から抹消だけではなく、段階的な措置を規定し柔軟な対応を行うため。</p>

平成16年4月1日 一部改正
平成18年3月9日 一部改正
平成18年7月28日 一部改正

平成16年4月1日 一部改正
平成18年3月9日 一部改正